

## 臨時休業の取り扱いについて

学校教育法施行規則第63条に定める非常変災による臨時休業等のうち、大地震やインフルエンザ等感染症を除く「気象による臨時休業等」について、東京都東部地域（墨田区・台東区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区）及びその周辺地域に、防災気象情報「特別警報」等 ※ が発表された場合には、生徒の安全を優先し状況を判断して以下のように措置することを原則とします。

	気象によるもの			交通機関によるもの		
事前の場合	特別警報発表		臨時休業	前日に計画運休が発表された時		臨時休業
	警報発表	午前6時継続	午前9時まで自宅待機	計画運休	午前6時継続	午前9時まで自宅待機
		午前9時継続	臨時休業		午前9時継続	臨時休業
		午前9時解除	午後から授業		午前9時解除	午後から授業
事後の場合	浸水、豪雪や土砂災害により甚大な被害や影響が発生した場合		臨時休業	計画運休		臨時休業
				運休、大幅な遅延、大混雑	複数の路線	臨時休業
					一部の路線	始業開始時刻を遅らせる
生徒在校中の場合	特別警報・警報発表		授業打ち切り生徒下校	複数の路線が運休した時		授業打ち切り生徒下校
	帰宅が困難な時		生徒残留・一部残留	一部の路線が運休した時		生徒残留・一部残留

（交通機関には電車・バスを含む。）

※ 気象庁が発表する防災気象情報

種類	内容	大雨	土砂災害	浸水害	洪水	暴風	暴風雪	大雪	波浪	高潮	他
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。	○	○	○		○	○	○	○	○	なし
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	なし
注意報	災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。	○			○	強風	風雪	○	○	○	雷 融雪 濃霧 乾燥 なだれ 低温 霜 着氷 着雪

【問い合わせ先】 本校副校長 電話 03-3631-1815（高校）

03-3631-1878（中学校）